

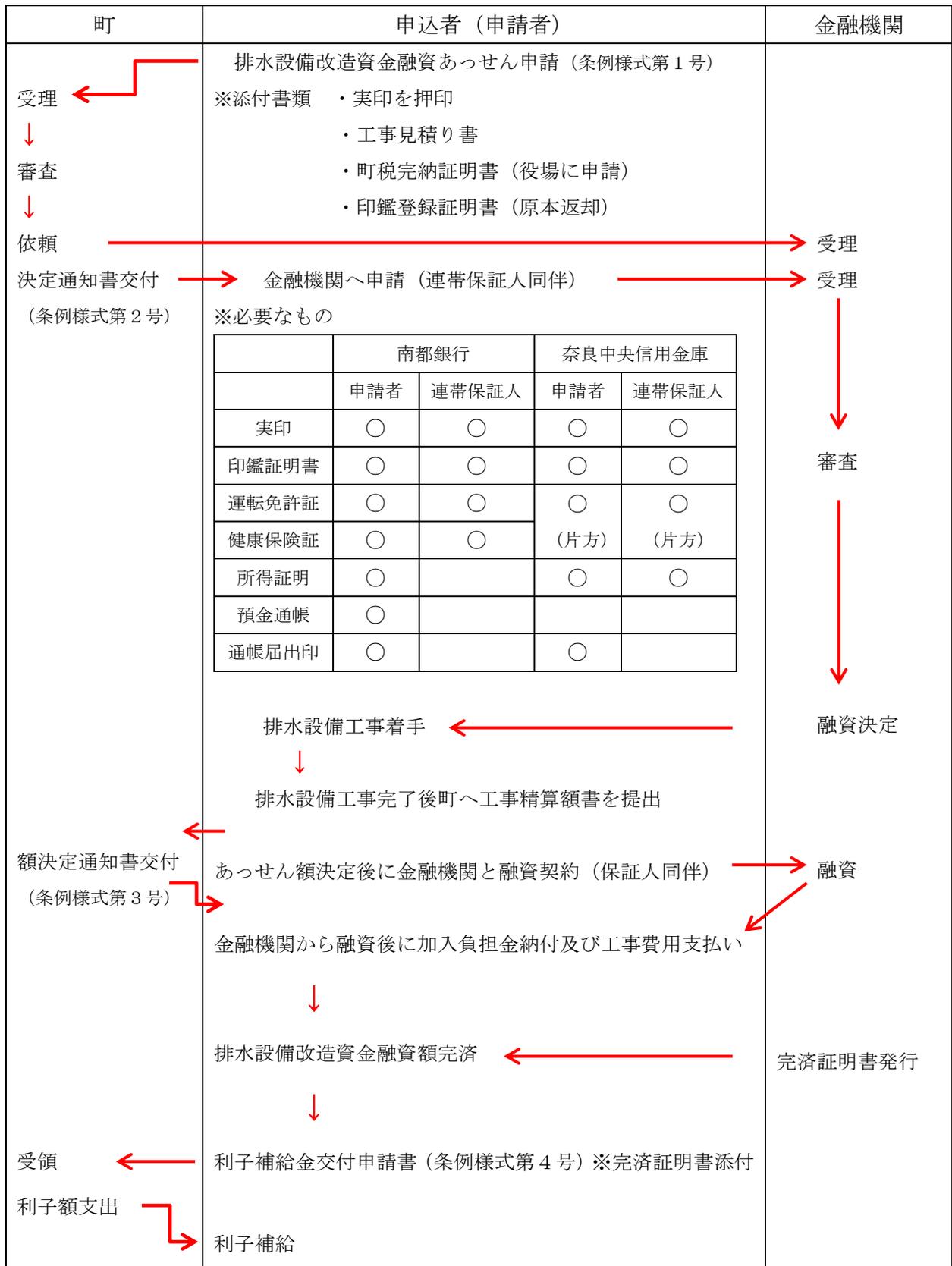
2, 斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給制度

(1) 制度について

公共下水道に接続する排水設備改造工事に必要な費用について、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例により制度を設けている。

- ①融資あっせん額 限度額50万円
- ②償還方法 融資を受けた日の翌月から60月以内の元利均等月賦償還
- ③利子補給 融資あっせん資金完済後に利子相当分を補給
- ④融資あっせん条件
 - i 下水道処理区域内の改造工事を行なう
 - ii 町税を滞納していない
 - iii 償還が可能
 - iv 連帯保証人1名を有する
 - v 取扱い金融機関の融資要件を有する

(2) 融資あっせん・利子補給制度のながれ



※「斑鳩町排水設備改造資金あっせん及び利子補給に関する条例」を参照のこと